

地域主権改革に係る最近の動向について

三重県政策部企画室

政府は、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を掲げ、閣僚等からなる「地域主権戦略会議」を設置し、取組を進めている。

本年 3 月 29 日には、「地域主権関連 3 法案」（「地域主権改革を図るための関係法律の整備に関する法律案」（いわゆる一括法）、「国と地方の協議の場に関する法律案」及び地方自治法改正の一部）が提出され、参院で 4 月 28 日に可決されたが、会期切れのため継続審議となった。

(地域主権戦略会議)

地域主権に関する政策を検討、推進するため、関係閣僚及び有識者からなる「地域主権戦略会議」が平成 21 年 11 月 17 日に設置され、その議論を踏まえ、平成 22 年 6 月 22 日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。「戦略大綱」の各事項を順次実現することとされ、平成 24 年夏までに「地域主権推進大綱（仮称）」がまとめられる予定である。

(地域主権戦略大綱)

- ・「地域主権改革」を推進するため、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」「基礎自治体への権限移譲」「国の出先機関の抜本的な改革」「ひも付き補助金の一括交付金化」などについての基本的考え方や、具体的な取組みがまとめられている。
- ・当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、概ね 2～3 年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにしたものである。
- ・「大綱」に基づく取組成果等を踏まえ、平成 24 年夏を目処に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定し、地域主権改革を一層推進するとしている。

(国の取組状況)

10 月 7 日、第 7 回の地域主権戦略会議が開催され、各省庁の出先機関改革における「自己仕分け」結果や一括交付金化についての考え方が示された。

国の出先機関の約 500 の権限のうち、自治体に移譲可能とされたものが 1 割弱、地方向け補助金等（投資的経費）約 3.3 兆円のうち、一括交付金に転換可能とされたものは約 28 億円にとどまった。

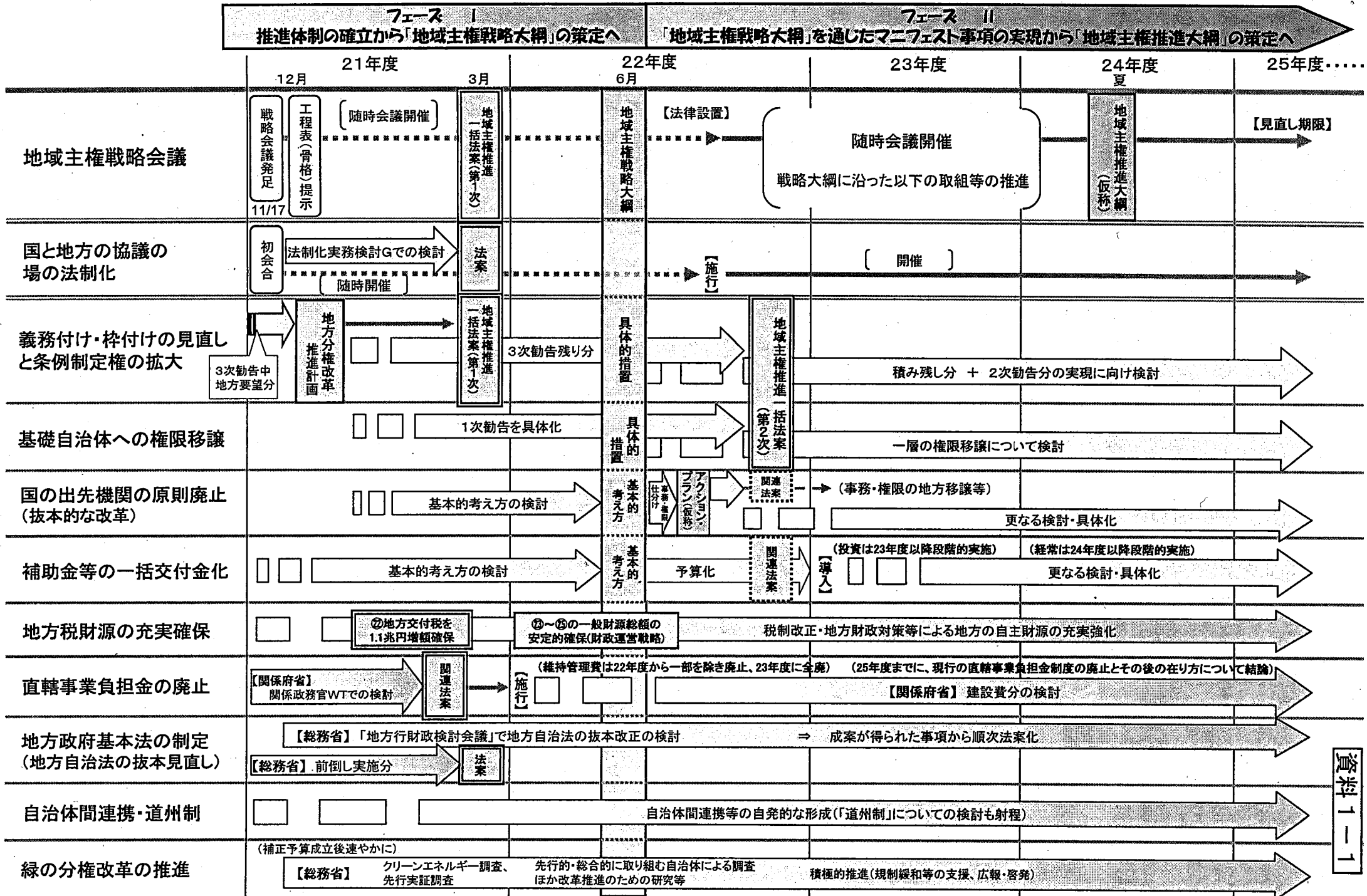
この結果について、不十分であるとして各省庁に再検討が指示された。

また、一括交付金化、義務付け・枠付けの見直しについて、検討会議やワーキンググループを設置して検討作業を進めることとなった。

今後、年末までに 3 回程度、地域主権戦略会議が開催され、出先機関改革の「アクションプラン」や平成 23 年度の一括交付金の内容が決定される予定である。

地域主権戦略の工程表(案)

(H22.6.22 地域主権戦略大綱策定後)



地域主権戦略会議の今後の進め方（イメージ）

10月	<p>第7回(10/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出先改革「自己仕分け」結果報告、「事務・権限仕分け」の進め方 一括交付金化の概算要求状況の報告、今後の進め方 義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループの設置 <p>国と地方の協議の場(10/7)</p>
11月	<p>第8回</p> <ul style="list-style-type: none"> 出先改革「事務・権限仕分け」について 平成23年度一括交付金の検討 <p>国と地方の協議の場</p> <p>第9回</p> <ul style="list-style-type: none"> 出先改革「事務・権限仕分け」について 平成23年度一括交付金の具体的検討
12月	<p>第10回</p> <ul style="list-style-type: none"> 出先改革「事務・権限仕分け」結論、「アクション・プラン」決定 平成23年度一括交付金の内容決定 <p>国と地方の協議の場</p>
通常国会	<ul style="list-style-type: none"> 義務付け・枠付けの見直し(第二次分)、権限移譲に係る一括法案の提出

(注) 上記はイメージであり、今後の進展により変更があり得る。

今後の地域主権改革の推進等について（意見）

今後の地域主権改革及び当面する地方行財政上の課題について、地方六団体として次のとおり意見を提出する。

1 地域主権関連3法案の今臨時国会における成立

- ・ 政策・制度の立案や見直しに当たり、地域の実情を踏まえた地方からの提案等を法律上保障する「国と地方の協議の場に関する法律案」など地域主権関連3法案は、今後の地方自治の進展に不可欠なものである。継続審議となっているこれら3法案を、今臨時国会において一刻も早く成立させること。

2 経済対策の早期実施

- ・ 地方における生産拠点の海外移転と雇用の喪失をもたらす円高を是正するため、強力な金融・経済政策を講じること。
- ・ デフレから一刻も早く脱却し、景気回復を確固たるものとするため、補正予算の編成を含む地域経済対策を早急に講じること。
- ・ 地方自治体が雇用対策及び新成長戦略を推進し、子育て・福祉・医療・介護施策、公共投資などの事業を円滑に実施できるよう、地域の実情に応じて現場の創意工夫を発揮できる交付金を創設すること。

3 ひも付き補助金の一括交付金化

- ・ 一括交付金化の目的は、地方の自由裁量の拡大・実質的な地方の自主財源への転換であることを明確にすること。この観点から、自由裁量拡大に寄与しない義務的な補助金等は一括交付金の対象としないこと。
- ・ 一括交付金の総額については、対象となる現行の補助金等の額と同額以上とし、継続事業や団体間・年度間の変動、財政力の弱い団体に配慮するなど、個々の団体においても事業実施に十分な財源を確保すること。

4 国の出先機関の原則廃止

- ・ 本年8月末に各府省が行った出先機関の自己仕分けで、地方に移譲するとしたものは、条件付きも含め1割程度にとどまっており、極めて不十分である。
- ・ 「補完性の原理」に基づき国と地方の役割分担を明確にし、ハローワークなど地方でできることは全て地方に移管するという方針の下、政治主導で断固として取り組むこと。

5 地方税制改正

- ・ 今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、消防など住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地方消費税の充実・引上げ等を通じ、税収が安定的で税源の偏在性が少ない地方税体系を構築すること。
- ・ 地方自治体が果たしている地球温暖化対策での役割を十分に踏まえ、地方環境税等一定の税財源措置を創設すること。

6 地方財政対策

- ・ 高齢化の進行に伴い、地方の社会保障関係費は今後毎年約7千億から8千億円程度増加することが見込まれる。増嵩する地方の財政需要を地方財政計画に適切に積み上げ、三位一体改革の際大幅に削減された地方交付税を復元・増額し、財源調整・保障機能を強化すること。
- ・ 交付税率の引き上げ等による交付税原資の充実を図るとともに、地方交付税を国の特別会計へ直接繰り入れる「地方共有税」とすることにより、地方固有の共有財源であることを明確にし、地方財政の安定的な運営を確保すること。

7 子ども手当の全額国費負担

- ・ 保育所のようなサービス給付は地方に委ね、地域の実態に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる制度とする一方、子ども手当のような全国一律の現金給付は国が担当し全額負担すること。

8 義務付け・枠付けの見直し

- ・ 地域主権推進一括法案などでその約3分の2が先送りとなった「地方要望分」104条項や第2次見直し分で勧告どおりの見直しとなっていない条項について更なる見直しに取り組むとともに、第2次勧告で示されたもののうち未だ見直しの対象とされていない約3,000条項について、地方の意見を踏まえ、具体的な工程表を作成して見直しに取り組むこと。

9 基礎自治体への権限移譲

- ・ 基礎自治体への権限移譲については未だ不十分であり、早期に具体的工程を明らかにして更なる権限移譲を推進するとともに、権限移譲に伴う財源の移譲についても一体的な見直しに取り組むこと。

10 地方自治法の抜本見直し

- ・ 日本国憲法が定める二元代表制は、住民の直接公選で選ばれる首長と議会の均衡と相互牽制により公正な行政運営を行おうとするものであり、住民の間にも広く定着していることから、見直しに当たってはこの枠組みを前提とすること。

11 直轄事業負担金の廃止

- ・ 平成 25 年度までの早い時期の負担金制度の廃止に向け、廃止時期を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成して、着実に取り組むこと。

平成 22 年 10 月 7 日

地方六団体

全国知事会会長

全国都道府県議会議長会会長

全国市長会会長

全国市議会議長会会長

全国町村会会長

全国町村議会議長会会長

麻 生 渡

金子 万寿夫

森 民 夫

五 本 幸 正

藤 原 忠 彦

野 村 弘